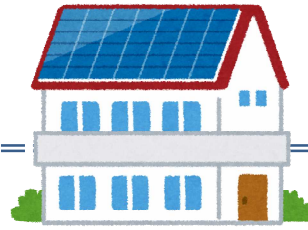
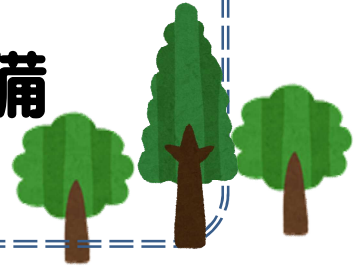


前期分



令和4年度 飯能市住宅用省エネシステム設備 推進補助制度のご案内



受付期間 4月26日(火) 9時から5月27日(金) 17時まで

- 受付期間内に予算額を超えない場合は、受付期間後も予算額に達するまで先着順にて受け付けます。
- 受付期間内に予算額を超える場合は、抽選で対象者を決定します。

抽選日 6月15日(水) 10時（市役所本庁舎別館2階会議室1）

【補助対象者】

①～⑤の条件をすべて満たす方が対象です。

- ①令和4年4月1日（金）から9月30日（金）までに省エネシステムの設置工事に着手し、10月28日（金）までに実績報告書を提出できる方。
- ②市内に住所がある方（実績報告書提出時に住所を有することとなる方を含む）
- ③飯能市税（国民健康保険税、固定資産税等すべての市税）を完納している方
- ④申請者が自ら居住する（予定を含む。）市内の住宅に省エネシステムを設置する方
- ⑤省エネシステム設置完了後、30日以内または令和4年10月28日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる方

【後期分受付】

10月1日（土）から2月28日（火）までに省エネシステムの設置工事に着手し、3月20日（月）までに実績報告書を提出できる方は、後期分の補助対象となります。（9月1日（木）から受付予定です）

飯能市産業環境部環境緑水課（飯能市役所本庁舎別館2階）

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1-1

TEL：042-973-2125（直通）/FAX：042-971-2393

MAIL：kankyo@city.hanno.lg.jp

HP：https://www.city.hanno.lg.jp/

※申請書等の様式や記入例をダウンロードできますので、ご活用ください。

【省エネシステムおよび補助金額】

| 省エネシステム | | 補助金額 | 補助対象となる条件 |
|---------------------------------------|-------|---|--|
| 太陽光発電システム | | 太陽電池の公称最大出力値（kW） （小数点以下第2位未満は切り捨てる）に1万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる） 公称最大出力値の上限値5.0kW <u>上限額5万円</u> ※上乗せ加算 ①市内事業者への発注……1万円 ②既築住宅への設置……1万円 ①+②に該当する場合……2万円 | <ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人電気安全環境研究所の太陽電池モジュール認証に相当する認証を受けている未使用のもので、公称最大出力が<u>2.5kW以上</u>のもの。 設置者が電力会社と余剰電力の売電契約を締結しているか、または、売電契約を行わずに、発電した電力を全て自家消費するもの。 |
| 太陽熱利用システム | 自然循環型 | 一律1万円 | <ul style="list-style-type: none"> 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品の認定を受けている未使用のもの。 |
| | 強制循環型 | 一律3万円 | |
| 定置用リチウムイオン蓄電池 | | 蓄電池容量（kWh）（小数点以下第2位未満は切り捨てる）に2万円を乗じて得た額（千円未満の端数は切り捨てる） <u>上限額5万円</u> | <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象機器に相当する機能を有する未使用のもので、蓄電池容量が2kWh以上のもの。 |
| 家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム （エネファーム） | | 一律5万円 | <ul style="list-style-type: none"> 定格運転時の発電出力が0.5kW以上であり、低位発熱量基準の総合効率が80%以上で貯湯容量（ℓ）が50ℓ以上のタンクを有し、燃料電池ユニット部の排熱を貯湯ユニット部に蓄えられるもので、使用のもの。 |

【補助対象住宅】

- ・戸建て住宅
- ・店舗等の併用住宅（建築物の延べ面積の2分の1を超える面積を住宅の用途に供するもの。）

【補助対象外】

- ・リース契約及びレンタル契約により設置する場合
- ・過去に市から補助を受けた省エネシステム
（異なる省エネシステムは申請できます。）

提出書類につきましては、交付申請時・実績報告時ともに申請者の名前で全て統一して作成していただきますようお願いいたします。

1 交付申請書の提出

補助金の交付を受けようとする方は、以下の書類を環境緑水課窓口へ直接ご提出ください。

※郵送による提出は受け付けておりません。

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|--|---|
| 1 | 飯能市住宅用省エネシステム設備推進補助金 交付申請書（様式第1号） | 飯能市様式 |
| 2 | 経費内訳が明記されている工事請負契約書、 売買契約書または見積書の写し | 付属機器、設置工事費用などの内訳 |
| 3 | 仕様、規格等が確認できるカタログなどの写し | |
| 4 | 設置場所が確認できる図面 | 太陽光パネルの配置図、蓄電池の設置図など |
| 5 | 工事着手前の現状写真 | 既築住宅：住宅全体および設置箇所 新築住宅：建物の工事途中または更地 |
| 6 | 設置場所の案内図 | |
| 7 | 委任状 | 申請者またはそのご家族以外の方が申請 する場合 |
| 8 | 設置工事着工に関する証明書 | 令和4年4月1日（金）から4月25日（月） までに省エネシステムの設置工事に着手 した場合 |
| 9 | 同意書 | |
| 10 | その他市長が必要と認める書類 | 追加で書類を求められた場合 |

2 交付決定

申請内容を審査し、補助金の交付が決定した場合は、『飯能市住宅用省エネ設備推進補助金
交付決定通知書（様式第2号）』を送付します。

○申請時の内容に変更が生じた場合

交付決定後、計画変更（設置経費、省エネシステムのメーカーや型式、公称最大出力、蓄電池
容量、貯湯容量等に変更がある場合）または中止もしくは廃止する場合は、『飯能市住宅用省エネ
設備推進補助金変更等承認申請書（様式第3号）』を必ずご提出ください。

※変更による交付決定金額の減額をすることはありますが、増額することはできません。

3 実績報告書の提出

設置工事完了後30日以内、または令和4年10月28日（金）のいずれか早い日までに以下の書類を環境緑水課窓口へ直接ご提出ください。

※郵送による提出は、受け付けておりません。

※令和4年4月1日（金）から4月25日（月）までに省エネシステムの設置工事に着手した方は交付決定通知日もしくは工事完了日から30日以内にご提出ください。

| No | 提出書類 | 備考 |
|----|------------------------------|---|
| 1 | 飯能市住宅用省エネ設備推進補助金実績報告書（様式第4号） | 飯能市様式 |
| 2 | 設置に係る領収書及び内訳書の写し | 付属機器、設置工事費用などの内訳が明記されているもの |
| 3 | 保証書の写し | 保証開始日が明記されているもの |
| 4 | 設置完了後の写真 | 太陽光：建物全体、設置枚数 蓄電池、太陽熱、エネファーム：外観、型式名 |
| 5 | 市税の未納がないことが確認できる書類 | ・交付場所 市役所収税課、各地区行政センター（富士見を除く）、飯能駅サービスコーナー ・発行から1か月以内のもの ※委任状による申請できます |
| 6 | 申請者の住民票の写し | ・申請時の住所を変更された方 ・申請者ご本人のみが記載されているもの |
| 7 | 請求書 | 飯能市様式 |
| 8 | 債権者登録（新規・廃止）申請書 | 飯能市様式 |
| 9 | 通帳もしくはキャッシュカードのコピー | 振込先（申請者）の銀行・支店名・預金種目・口座番号・名義人の確認ができるもの |
| 10 | その他市長が必要と認める書類 | 追加で書類を求められた場合 |

4 確定通知

提出された実績報告書の内容を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めたときは、『飯能市住宅用省エネ設備推進補助金確定通知書（様式第5号）』を送付します。

5 補助金の振り込み

補助金額確定通知後、指定された金融機関の口座へ振り込みます。

6 データ報告のご協力

太陽光発電システムを設置した方は、設置後1年間の発電量のモニターのご協力をお願いします。